

公立大学法人和歌山県立医科大学成果有体物取扱規程

制 定 平成25年4月1日和医大規程第1号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人和歌山県立医科大学（以下「本学」という。）において試験研究に従事する職員等が職務として作製した成果有体物（以下「成果有体物」という。）の取扱いについて規定し、その適正かつ円滑な取扱いを図り、もって成果有体物の利用を促進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「職員等」とは、次に掲げる者をいう。
 - ア 本学の教授、准教授、講師、助教
 - イ 本学の教員以外の職員（準職員及び臨時職員を含む。）
 - ウ 本学の臨床教授等で、研究成果又は発明について契約を締結している者
 - エ 本学との間で研究成果について契約を締結している博士研究員、研究生、学生、大学院生
- (2) 「成果有体物」とは、研究等の結果又はその過程で得られた材料、試料（遺伝子、細胞、微生物、化合物、抽出物、実験動物、蛋白質等をいう。）、試作品、実験装置等のうち、学術的・技術的価値を有するものをいう。ただし、論文、講演その他の著作物等に関するものを除く。

(帰属)

第3条 職員等によって本学において得られた成果有体物は、原則として本学に帰属する。

(管理)

第4条 成果有体物の管理は、その特殊性により、原則として成果有体物を作製した職員等が適正に行うものとする。

(申出)

第5条 職員等は、本学において得られた成果有体物を外部機関に提供する場合、又は外部機関から成果有体物の提供を受ける際に契約を締結する必要がある場合は、理事長へ申し出るものとする。

(移転)

第6条 成果有体物を外部機関に提供する場合には、成果有体物の性質、提供する相手方及び利用目的に応じ、適切な契約を締結するものとする。

- 2 外部機関から成果有体物の提供を受ける際に契約を締結する必要がある場合も、前項に準じた取扱いとする。

(移転の禁止)

第7条 職員等は、成果有体物が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該成果有体物を外部機関に提供し、又は提供を受けてはならない。

- (1) 法令及び条約等の定める倫理指針に違反するもの
- (2) 本学の規定等に違反するもの
- (3) 外部機関の研究者が作製したもので、提供が禁止されているもの
- (4) 個人の情報が特定され得るもの

(異動後の取扱)

第8条 本学において成果有体物を移転したことがある職員等が外部機関へ異動する場合は、理事長へ申し出た上で、当該職員等は異動後も教育及び研究目的のために当該成果有体物を使用することができる。ただし、当該外部機関との間で別途契約を締結することを妨げない。

(補償)

第9条 理事長は、本学が成果有体物を提供することにより収入を得たときは、当該成果有体物の作製者に対し、当該収入実績に2分の1を乗じて計算した金額を支払うものとする。

- 2 前項の補償金は、当該成果有体物の作製者が2人以上あるときは、それぞれの持分に
応じて支払うものとする。

(その他)

第10条 成果有体物の取扱いに関し、この規程に定めるものの他必要な事項については、別途定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。